

緑の分権改革推進会議第4分科会(第2回)

議事要旨

1 日時 平成22年12月17日(金) 10時00分～12時00分

2 場所 日本橋浜町FタワープラザBホール

3 出席者 飯田委員、岡田委員、谷口委員、堀尾委員(主査)

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議事

①賦存量等調査の手法と推計結果速報について

②事業展開実証調査について

③現地調査について

④ガイドラインの構成について

(3) 閉会

5 議事の経過

事務局より、資料の説明を行い、その後以下の討議が行われた。

<議事①>

- 賦存量・推定利用可能量の定義における「制約要因」は、「技術的・経済的要因」と「社会的・環境的要因」に大別される。何を制約要因として考慮するかにより推定利用可能量の算定結果が変わりうるため、再生可能エネルギー資源等ごとにその利用・採取に際しての制約要因を整理する必要がある。

<議事②>

- 調査票の設問④-2の設問に「事業の採算性」と「事業の継続性」も追加する。
- 調査票に新たに設問⑤を設け、「緑の分権改革」推進事業を進める中で出てきた当初想定していなかった課題や今後の新たな展開につながる発見等について記載してもらうこととする。

<議事③>

- 現地調査については、各受託団体の取組状況等を踏まえながら、調査地を決定する。年内に1回実施できるよう調整する。

<議事④>

- ガイドラインにおいては、推定利用可能量の算定にあたって考慮する「制約要因」を再生可能エネルギー資源等ごとに明示すべきである。

- 推定利用可能量は、「制約要因」の異なる複数のシナリオによる算定結果をそれぞれ提示できるとよいのではないか。「制約要因」の考慮の仕方により、賦存量と推定利用可能量とに大きな乖離が生じることもあるが、そのような情報は事業化の検討にあたって非常に重要な情報となる。

- 各地域が主体的かつ継続的に再生可能エネルギー資源等の活用に取り組むことにより、各地域の様々な課題が解決され、当該取組の効果が各地域に「染み込む」ようになることが望ましい。そのため、ガイドラインでは、再生可能エネルギー資源等の活用を地域の課題解決の「手段」として位置づけ、再生可能エネルギー資源等の活用が目的化しないよう留意することとする。

- 再生可能エネルギー資源等を活用する事業単体では採算がとれなくとも、地域全体で見れば例えば新たな雇用が生まれて付加価値が発生するなど波及的な効果が生じる場合もある。そのため、再生可能エネルギー資源等を活用する事業の波及効果を示せる方法（例：地域の産業連関表の活用）についてもガイドラインに盛り込むとよいのではないか。

以上

(文責：総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室)